

地域包括支援
センターからの
お知らせ

1 医療介護連携の相談窓口を設置しました

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るために、退院に向けた支援や在宅医療などの連携に関する相談窓口を地域包括支援セ

ンターに設置しました。

地域における社会資源の情報提供や、関係機関につなぐパイプ役となり、医療と介護の包括的かつ継続的な連携を目指します。

保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などの資格を持った職員が在宅医療と介護に関するさまざまな相談に対応します。

2 認知症初期集中支援チームを設置しました

認知症になっても安心して暮らし続けられるように、認知症の方やそのご家族を早期から支援する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置しました。



認知症初期集中支援チームとは？

認知症またはその疑いがある方や、ご家族のご家庭をチーム員が訪問して、困っている事や心配している事をお伺いし、心身状況や生活環境を確認させていただいた後、最長6カ月を目安に初期支援を包括的かつ集中的に行います。

具体的には、認知症に関する情報の提供や、必要に応じて医療機関の受診や介護保険サービス等の利用につなげるための支援を行います。

チームは、認知症サポート医と医療系および介護系の専門職から構成されています。

対象となる方は？

別海町内在住の40歳以上で、在宅で生活されている、認知症の方やその疑いのある方で、次の①から③のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①認知症の診断を受けていない方、または治療を中断している方
- ②介護保険サービスを利用していない方、または利用を中断している方
- ③なんらかのサービスは利用しているが、認知症による症状が強く、対応に困っている方

まずは、地域包括支援センターにご相談ください

いきいき元気あっぷ健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
10月	11日(木)	9日(火)	16日(火)
11月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

参加
対象者

①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。

②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方。(64歳以下でも可)

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。



参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 役場 1 階福祉部内



バス・ハイヤー共通利用券の申請を受け付けています

7月から改正したバス・ハイヤー共通利用券（2万円）について、現在も申請を受け付けています。

なお、申請の際は顔写真が必要となりますので提出をお願いします。また、対象者の条件を変更していますので、過去に旧制度で非該当となった方も、下記を再度確認の上、申請してください。

■対象者

【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

- 本町に居住する満70歳以上で、対象者本人および世帯に属する方の住民税課税標準額が下表に定める額を超えない方

【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方
- 上記手帳を有し、高等養護学校に在学する方（本人の住所地が本町になく、親権者が町内に居住している場合）
- 本人および世帯に属する方の住民税課税標準額が右表の定める額を超えない方

※第1種の障害者手帳所持者および12歳未満の障がい児等は、申請により介護者1人分について利用券の対象となります。

扶養親族等の数	住民税課税標準額の限度額	
	対象者本人	世帯に属する方
0人	1,600,000円	6,300,000円
1人	2,000,000円	6,600,000円
2人	2,400,000円	6,800,000円
3人	2,800,000円	7,000,000円
4人	3,200,000円	7,200,000円
5人	3,500,000円	7,400,000円
6人以上	以下400,000円 ずつ加算した額	以下250,000円 ずつ加算した額

■よくある質問

Q世帯に家族の車があっても該当になりますか。

A世帯に家族や本人の車があっても対象となります。

Q施設入所者でも該当になりますか。

A本人がバス・ハイヤーを利用できる方は対象となります。

Q課税世帯でも該当になりますか。

A課税世帯でも対象となる可能性があります。

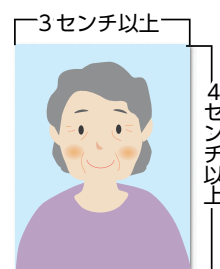
<共通利用券の有効期間>平成31年6月30日まで

<受給登録者証の交付>今回から顔写真付共通利用券受給登録者証を交付します。

※共通利用券を使用する際、必ず受給登録者証の提示が必要です。

<顔写真の留意事項>

- 大きさは縦4センチ以上×横3センチ以上としてください。
- スナップ写真、コンビニプリントでも問題ありません。
- 最近撮影したもので、帽子やサングラスは着用不可です。
- 来年度以降は、容姿に変わりなければ提出不要です。
- ご自身で写真が用意できない場合は、家族、知人等にお願いしてください。



<申請先>

役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所 ※必ず印鑑と顔写真をお持ちください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

上杉貞賞の推薦について

本町では、下記のとおり「上杉貞賞※」の被表彰者の推薦を募集しています。

この賞は、知的障がいのある方で「社会貢献などにより、他の模範や励みとなった方」を表彰するものです。該当となる方がいる場合は、ぜひ、ご推薦ください。

■募集期間

10月3日(水)から31日(水)まで

■推薦対象者

町内に居住する知的障がい者で、自立更生、善行、社会に貢献するなど、他の模範や励みとなった方

■推薦方法

所定の推薦書に記入し、下記担当に提出してください。

■被表彰者の決定

11月中に審査会を実施し、町長が決定します。表彰式は障害者週間（12月3日から9日）の間に行う予定です。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

※上杉貞賞は、名誉町民である上杉貞氏の遺徳をしのび、ご家族から福祉の向上に寄与することを目的に寄せられた資金「上杉貞賞基金」により実施しています。



除雪をしてくれる 団体を募集

本町では、要保護世帯に対し、緊急事態に備え、福祉の向上を図る目的で除雪事業を行っていますが、近年は除雪作業団体の減少により除雪の実施に支障が生じています。

除雪事業を継続していくため、右記のとおり除雪作業団体を募りますので、協力していただける団体はご連絡ください。

- 除雪期間 平成30年12月1日から平成31年3月31日
- 除雪範囲 町内の市街地
- 除雪日時 降雪10センチ以上のときに町からの指示により出動
- 内 容 玄関先から公道までの人力除雪
- 委 託 料 町の算出規定に基づき別途契約
- 募集締切 10月26日(金)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）



森林の伐採や土地所有者変更に係る届出書について

森林の所有者が森林を伐採または伐採後に造林する場合には、伐採を始める日の90日前から30日前までの間に町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

伐採および造林が完了したときは、事後に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられました。

※無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止および造林を命じることがあります。

また、売買や相続等により新たに森林の土地所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出」が必要となります。

伐採および造林に関する相談、その他森林に関する相談や不明な点などがありましたら、右記の問合せ先へ気軽にご相談ください。

問合せ内容・問合せ先

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談
- 火入れ行為に関する相談
- 森林の土地の所有者届出制度に関する相談
- その他森林に関する相談

別海町産業振興部水産みどり課

TEL 75-2111（内線1611～1613）

- 保安林の立木伐採や保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為（1ha以上の森林を伐採後草地等に造成または転用する場合）に関する相談
- その他森林に関する相談

根室振興局産業振興部林務課

TEL 0153-24-5639

根室振興局森林室

TEL 0153-75-2304



造林地の殺そ剤空中散布のお知らせ

例年、造林木に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的として、北海道防除実施基準に基づきヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施しており、本年度についても実施予定となっていますので、薬剤散布期間中は、町有林および民有林に近づかないよう、ご理解とご協力をお願いします。

また、散布時期については11月中を予定していますが、ヘリコプターの運航状況により変わるため、詳細な日程については広報11月号および町ホームページによりお知らせしますので、よろしくお願いします。

殺そ剤散布について、ご不明な点がありましたら下記担当までお問い合わせください。

みどり担当（内線1611～1613）



地域とともにある学校づくり ～別海型コミュニティ・スクールについて～



創刊号では、コミュニティ・スクール(以下、CS)の概要を説明しました。今回は、2年間の試行期間を経て、本年度から学校運営協議会の本格実施を開始した上春別学校区の取り組みを紹介します。

1 学校改善と学校支援のための「学校運営協議会」

教育委員会から委嘱された方々で構成するCS運営協議会を年3回開催し、地域の声を広く取り入れ、学校改善に取り組んでいます。

5月に開催された第1回会議では、学校の経営方針が園長や校長から提示され、運営協議会で承認されました。夏休み明けの第2回会議では、一学期に行われた学校評価等の説明と、今後、より良くしたい点について意見交換がされました。第3回目の会議では、幼稚園や学校の1年間の評価を行い、来年度に向けた学校改善を推進していきます。



第1回運営協議会の様子

2 上春別学校区「めざす子どもの姿」

CS運営協議会が主体となって、地域の声をお聴きし、上春別学校区のスローガン「いってみよう!やってみよう!～のびのびとチャレンジする上春の子」の下、めざす子どもの姿を設定しました。右の写真は、地域全体でめざす子どもの姿を共有するために、学校区全戸へ配布したチラシです。

この「めざす子どもの姿」が、学校の教育活動と地域行事の土台となっています。日常の中で、地域の方々とは子どもたちへの積極的なあいさつに取り組み、地域行事の中では、子どもたちに役割を積極的に与えるとともに、失敗してもよい雰囲気作りを目指しています。

また、保育園、小学校、中学校が連携した系統的なキャリア教育(子どもたちが、社会人として自立していくことができるようにする教育)として、中学校の職場体験の他、さまざまな取り組みを行っています。



全戸へ配布したチラシ

3 地域とともに進める行事

上春別学校区では、コミュニティ・スクール発足時に、地域行事と学校活動について、地域と学校の役割を明確にし、両者が主体性を持って事業を展開すること、両者が各事業を支えていくことを目的に、各事業を①学校と地域が一体となって実施する「CS主催事業」②地域の行事に学校が協力する「地域協力事業」③学校の教育活動を地域が応援する「学校応援事業」に分類しました。また、これらの事業を実施するときには、CSのスローガンを意識し、子どもたちに活躍の場を与える工夫と、子どもたちが失敗しても応援する雰囲気作りに取り組み、子どもたちが「のびのびとチャレンジできる」ようにしています。



「CS主催事業」の一つ「保小中地域合同避難訓練」中学生が非常食の配布を行いました。

次回第3号では、本年度試行を進めている上春別学校区以外の地区の取り組みを紹介します。